

ベイシアグループ商品券のご案内

株式会社ベイシア
株式会社いせやコーポレーション

資金決済に関する法律第 13 条「利用者の保護等に関する措置」に基づき、以下のとおりご案内いたします。ベイシアグループ商品券をご利用されるお客様におかれましては、ご理解・ご認識賜りますようお願い申し上げます。

1. 前払式支払手段の情報提供事項

前払式支払手段の名称： ベイシアグループ商品券
発行者名： 株式会社ベイシア
株式会社いせやコーポレーション
支払可能金額等： 500 円、1,000 円
有効期間又は期限： 無期限
使用できる施設又は場所の範囲： ベイシアグループ商品券裏面に記載のある個所
利用上の注意： この商品券は、現金とのお引替えはいたしません。
この商品券の紛失、盗難または滅失に対して当社はその責を負いません。
この商品券でご購入いただけない商品（商品券・ギフトカード等の券類、
印紙、切手、ハガキ、その他指定した商品）もございます。
この商品券は、クレジットカードで購入できません。
テナントの専門店ではご利用できない店舗もございます。

問合せ先： 〒379-2187 群馬県前橋市亀里町 900
TEL 027-210-0001

2. 利用者資金の保全方法

- ・前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することより資産保全することが義務づけられております。
- ・万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。
- ・当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。
発行保証金保全契約
三井住友海上火災保険株式会社

3. 無権限取引※により発生した損失の補償等の対応方針

- ・当社は、ベイシアグループ商品券の紛失、盗難等により、利用者に生じた損失について、原則として、その責任を負わないものとします。
※無権限取引：利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと。